

花柳幻舟

夕焼は
良し
名色

夕焼は
良し
色

花柳幻舟

花柳幻舟（はなやぎ げんしゅう）

旅役者の娘として、大阪に生まれる。2歳の頃から舞台に立ち一座の収入源として働く。

本名、川井洋子（かわいようこ）

1966年、大島渚氏らの協力を得て、大阪・中座にて『花柳幻舟リサイタル』をやり、家元制度を告発する。

著書に『花柳流に反逆する』（KKベストセラーズ）、『子宮からの出発』（真海出版）、『わが闘争』（話の特集）、『修羅』（三一書房）などがある。

1980年2月21日、非合法手段を選び国立劇場で、花柳寿輔を斬る。1981年4月28日仮出獄。

現在、講演などで全国行脚。

夕焼は哀しみ色

Printed in Japan

1982年2月28日 第1版第1刷発行

著 者 花 柳 幻 舟
©1982年

発 行 者 菊 地 喜 三 次

印 刷 所 文 栄 印 刷 株 式 有 限 公 司

製 本 所 東 京 美 術 紙 工

発行所 株式会社 三 一 書 房

東京都千代田区神田駿河台2の9

電 話 03 (291) 3131〜5番

振 替 東 京 9-8 4 1 6 0 番

郵便番号 101

落丁・乱丁本はおとりかえいたしません

夕焼は哀しみ色

目次

はじめに 5

栃木刑務所へ 13

鍋ぶつけ未遂事件 69

刑務所事情 113

出所して行商 155

読者へのメッセージ 211

はじめに

私は、特権階級の手のもとで、伝統文化などと、美しい言葉で守られている、実は、まったく大衆から遊離した、血の通わない、今日の芸能、文化を、もともとあった、生き生きと躍動する、私たち、大衆のための文化、芸能に取り戻すため、十数年間、手を変え品を変えて、公私共に、訴え続けてきたのです。

家元制度の真の悪を守り、育てているのは天皇制イデオロギーであるということを、私は、私の長い闘争の日々の中で、生活の中で、身をもって知りました。

だから私は、家元制度は、改革とか改善のできない制度であると、はっきり言いきるのです。家元制度は打倒する以外に、他に、民衆にとっての正しい道はありません。

家元制度の悪いところは知っている、けれど、自分の生活には「関係ない」「天皇制なんて、今の世の中には、生きていないし、天皇そのものになんにも力はないよ」という人が多い。

これは、どういうことか。

日本人として、日本の国土の中で生き、生活している人間が、本当に、「関係ない」と言いきれるのだろうか。本当に、天皇はなんの力もないと言いきれるのでしょうか。

現実には、毎国会の会期のはじめに両議院の議員が、参議院の議場に集まって、天皇をむかえ、天皇に開会のことばをしゃべらしている。天皇制が今、生きていないのなら、天皇になんの力ももたないというのなら、なぜ、国会という、人民の生活の中枢を握る場に現れるのでしょうか。

国賓として、外国の人をむかえた時、きまって、天皇に接見している。そして、日本の文化人、著名人を集め、天皇の名で、園遊会なるものを開いている。これら、小さなことを二、三あげてみても、私には、天皇に、天皇制に、なんの力も無いとは思えない。ここぞというところには、必ず、天皇制は、私たちの生活の中に、大きな影を落としているはずだ。少し、考えれば、わかるはずだ。

けれど、無自覚、無意識、無関心、そして無知が故に、権力構造、天皇制イデオロギーに守られている、世襲制の家元制度を野放しにし、ひいては、繁栄させる結果となってしまうのが、現実だ。

人々を、「関係ない」と言わせ、無自覚、無意識、無関心に育てているものこそが、天皇制イデオロギーなのです。天皇制イデオロギーの教育なのです。

私の訴えていることは、単に、芸能文化の世界だけのことで決してありません。

私が、世の中で、晒し者にまでなって告発しているのは、日本国中にある、いや、全世界にある、権力構造の問題なのです。

学問、会社、企業、家庭内、社会生活、等々、ありとあらゆるところに存在する家元制度的な構造を、私は、告発しているのです。意識をもって、少し世の中を見回せば、決して、誰ひとりとして、「関係ない」と言える人はいないはずす。

私は、八〇年二月二日、国立劇場において、花柳寿輔を斬った。

ずっと以前、私は花柳流に在籍していたことがある。だから、その流派の頂点に座る、宗家家元を狙ったのです。

象徴的に寿輔を狙ったのであって、個人的な恨みつらみがあったわけではない。

私のこの行為は、打倒家元制度の闘争の行動の一つであって、思い余ってとか、闘争に対する行き詰りとか、悲愴感でやったのでは決してないのです。

言うなれば、十数年間の闘争、行動の正しさ、打倒家元制度の、私が発見した理論の正しいことを信じていたから、今回、やったのです。

そして、この非合法行動を、長い時間をかけ、広く大衆に受けいれさせ、非合法を合法に転化させる自信が私にはあったから行動したのです。

私は、この行動だけで、家元制度が壊れるとは思っていません。

それほど、私は愚かではない。あくまでも、闘争の、行動の一つとして、私はやったのです。この非合法行動によって、打倒家元制度の闘争は、これまで以上に、大きなパワーと、強く広く結束をかためるものと確信していたし、現に、行動から二年近くたった今日、私の考えていた通り、闘争は、力強く進められているのです。

八〇年九月二十六日、私は八カ月の実刑を言い渡されました。

私には、こんな判決になることはわかっていました。だが、常識では考えられない実刑でしょう。

誰もが考えていた判決は、執行猶予のつくものだったでしょう。

けれど八カ月にしても、権力は私に実刑を言い渡したのです。

しかも、判決文には天皇制も、家元制のことに、いっさい触れていない。

単なる傷害罪として裁いたつもりだろうが、単なる傷害罪なら、刑が重すぎる。

矛盾だらけの反動裁判でした。

けれど、私は控訴しなかったのです。

今日の、裁判の在り方を、私は知っている。だから私は控訴しなかったのです。

許し難い判決でしたが、私は、怒りをこらえて、控訴しなかったのです。

私は、裁判闘争をするために、この非合法行動を選んだではありません。

闘争の一つとして選んだ行動ですから、裁判だけに費やす時間もったいない、と考えたのです。

天皇制イデオロギーで守られる家元制度の問題を、どれだけ、裁判の中で、はっきりさせられるか……

現在の裁判所が、どっち側にあるのかを、私は、よく知っております。

これから先、控訴、上告していつて控訴審になっても、天皇制の問題は出ないだろう。

そして、判決も変わらない。

変わったとしても、私たちの喜ぶような変わり方はしない。

もちろん、私が法廷で、「反省しています、私が悪かった」と、土下座して言えば、実刑で

なくなるかもしれない。

だけど、私自身、より強く磨かれていっても転向するつもりはない、となると、控訴してみても無駄。

時間だけ費やし、芸人としての生活は、より遠のいていく。

もし、私が活動家であれば、それでも、徹底的に法廷で闘うでしょう。

だけど、私は、芸人です。

芸人の芸の解放のために、私は闘っているのです。芸人としての自分を大切にしようと考え、私は控訴を、くやしいけれど、あえて断念したのです。

決して、法を破ったから、法に従うというつもりで、刑務所に入る覚悟をしたわけではありません。

物心ついたときから、差別され、卑しめられ、人間扱いされずに生きてきた私は、特権階級の作った法律に助けられたことは、これまで一度もありません。

血も泪もない、強者のための強者の法律など従う気もないし、信じてもおりません。

私は、芸人としての心を大切にするため、あえて、刑務所に入ることを決意したのです。

入るからには、刑務所で、いっぱい見てコ！、勉強してコ、……と、持って生まれたしたた

かきで、苛酷な刑務所暮らしを決意したのです。

八〇年一〇月二三日から仮出獄の八一年四月二八日までの間、刑務所の中で日記をつけました。

もちろん、刑務所内では検閲がありますので、詳しいことは書きません。その日、その日の出来事を記したにすぎません。

半年余りの生活記ですから、膨大です。だから心に残ったものなど、ピックアップしながら、私の目で、肌で感じた刑務所暮らしを記します。

決して、刑務所などに入らないと断言できる人は、この世にはいません。

人はみな、なにかの形で、犯罪を犯している生きものなのです。

いつ入るかもしれない刑務所です。

刑務所内の表と裏、建て前と本音を、“体験者”として、白日のもとに曝すため、この本を記しました。

いつの日にか入るかもしれない刑務所、いざという時の参考になればと、考えましたが、いかがでしょうか。

栃木刑務所へ

1

つぎのような呼出状にもとづいて、午後三時少し前東京地方検察庁に出頭しました。

報道関係者に揉みくちやになりながら、検察庁舎内に入る。

私の出頭する姿が生意気だったとか、英雄気取りだったとか、後から言ってた人がいたらしいが、べつに、英雄気取りはないけど、自分自身、悪いことをしたという意識がないので、ションボリはできなかっただけのことなんです。が、ややこしいですね。自分は、なんにもせんやツにかぎってゴチャゴチャ言うんです。

そのせいなのか、シャバとの、しばしの別れだからといって、悲しさはまったくくない。

執第九四九号
警察第四八四条。第四一七条

呼 出 状

罪 名	傷 害	管 判 所	東京地方裁判所
刑 名	懲役八月	言 渡 し の 日	昭和五(五)年 九月二(二)六日
刑 期	懲役八月 確定未決勾留日数(式)拾日 決定未決勾留日数(式)拾日	確 定 の 日	昭和五(五)年 一(一)〇月 一(一)二日

貴殿に対する右の刑が確定したから、受刑のため左記により出頭されたい。

記

一、出頭すべき日 昭和五(五)年 一(一)〇月二(二)日午後二時から 二(二)時まで

二、出頭すべき場所 当庁 執行課

交通の便 別紙略図のとおり。

三、持参すべきもの この呼出状 洗面用具 (下着不)

注意 出頭できないときは、その理由を通知すること。

昭和五(五)年 一(一)〇月 一(一)二日

東京地方検察庁

検察官 検事

乙 部 二 郎

花柳幻舟こと 川井 洋 不殿

取扱者印